

「男性だから」「女性だから」ではなく「男性も」「女性も」へ

男女共同参画週間 6月23日(木)~29日(水)
『チャンスをつかち、未来を拓こう』

男女共同参画推進条例を制定

10月1日から施行します

男女が、お互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、男女共同参画推進条例を定めました。
今月号では、この条例の仕組みを紹介します。

問い合わせ先 青少年女性課 ☎0848
④9234 ⑤0848 ⑥75912



男女共同参画推進条例の仕組み

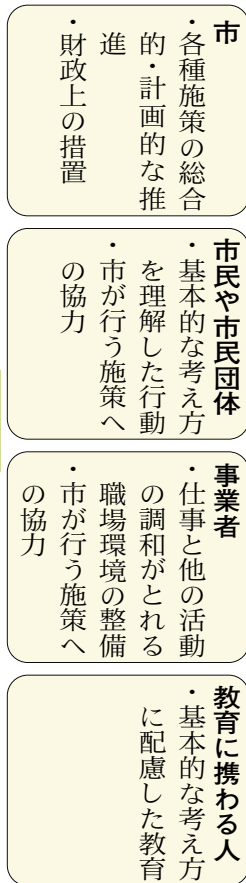
条例の目的

男女共同参画を推進するために必要な基本的な考え方と、市、市民、市民団体、事業者、そして教育に携わる人たちが協働で行なっていくことを定めています。

基本的な考え方

- ① 男女の人権の尊重
- ② 制度や慣行が及ぼす影響の配慮
- ③ 政策立案や決定への共同参画
- ④ 家庭での活動と他の活動との調和
- ⑤ 互いの性の理解と健康な生活
- ⑥ 国際的協調の下での推進

それぞれが行うこと



協働して実現するために行なうこと

- 基本計画の策定
- 家庭での活動と他の活動の両立支援
- 性による差別的な取り扱いなどへの支援
- 表彰・年次報告
- 市民や市民団体、事業者の活動支援
- 生涯を通じて健康に活動することへの支援
- 苦情の処理・調査研究
- 審議会を設置

インタビュー 男女共同参画推進懇話会委員に聞く

元県立広島大学教授 山岡喜美子さん

思いやりの心は、市全体を動かす大きな原動力になる

日本には、男女間での役割分担意識がまだまだ根深く残っているように感じています。とりわけ、介護や育児、家事の面で女性への負担割合は大きいものがあると思います。北欧では、男性が家事に積極的に携わるなど、性別に関わらず同じ役割を担うことが普通のこととして考えられ、介護や育児を社会全体で支えていくという体制が見受けられます。

日本とは社会の制度そのものが異なる部分ではありますが、原点は共通していると思います。それは、お互いを思いやる心です。親子関係や夫婦関係、他人との関係であれ、今よりもう少し相手の立場になって考えることができれば、それだけで状況は大きく変わってくると思います。相手のことを思いやる心は、男女間のことにとどまらず、市全体や社会全体を良くする大きな原動力になると思います。



男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく家庭や職場など、身近な場面から実践していくことが肝心です。その取り組みは、着実に進んできていると感じていますが、まだまだ進めなければならない部分があるのも事実です。

今回制定した条例に基づき、市民の皆さんや市民団体、事業者の皆さんと一緒に、男性・女性が性別に関わらず、社会のあらゆる分野で、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

青少年女性課
青少年女性係長
河野克典



インタビュー

天野裕貴さん(24)〈糸崎三丁目〉

昨年の10月から保育士として働いています。仕事をすると、「男性だから」「女性だから」ということを意識したことはありません。当然、女性にしかできないこと、男性からできることはありますが、それぞれが得意な分野で力を発揮できれば良いと思います。今回の条例制定をきっかけに、男性の保育士がもっと増えて、交流や親睦ができるようになるとうれしいです。



松本貴子さん(48)〈館町二丁目〉
男女共同参画は、お互いの人権を尊重することから始まるのだと思います。そのためには、お互いを対等に見ることができるとが重要だと思っています。家庭内で考えてみても、「男性は



仕事、女性は家庭」という役割分担意識から、決して対等ではない事柄が当然のこととして考えられてきた面もあるように感じています。今回、条例ができたことで、性別に関わらずいろいろなことを男女が協力して行なっていくという意識が芽生えることを期待します。最近では、夫が少し家事などを手伝ってくれるようになり、二人で一緒に台所に立つ時もあります。忙しい働いている夫に感謝しつつ、共働きの我が家にとっての男女共同参画は、こういう形なのかなと感じています。喜びも責任も分かち合っていきたいですね。

6/4(土) みんなの男女共同参画講演会

10時~11時30分

女も男も自分らしく輝くまちに
~男女共同参画条例発足にさきがけて~

参加費無料

ところ 市民福祉会館
講師 前千葉県知事 堂本暁子さん
定員 150人(先着順)

※希望者は直接会場へ。
問い合わせ先 青少年女性課 ☎0848
④9234 ⑤0848 ⑥75912

